

問 1 人員体制の検討に当たっては、裁判所の職務遂行の結果としてのサービス水準を如何に評価するかが重要。例えば、平均審理期間が増加傾向にあるが、適切な平均審理期間をどの程度と考え、また、その水準に至っていない要因は何と考えているのか。

（答）

- 目指すべき平均審理期間につきましては、裁判の迅速化に関する法律において、「第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させること」が目標とされていることも踏まえ、裁判所においては、合理的な期間内に適正な裁判等が行われるよう努めてきております。
- このような中で、民事訴訟事件の平均審理期間については、平成 27 年から平成 30 年まではほぼ横ばいで推移した後、徐々に長期化し、令和 4 年は 10.5 か月となりましたが、令和 5 年以降は短縮傾向にあり、

令和7年は8.9か月となっております。

また、家事調停事件につきましては、一部の事件類型においてやや短縮した時期があるものの緩やかな長期化傾向にあり、例えば夫婦関係調整調停事件の平均審理期間につきましては、令和7年は6.8か月となっております。

○ 長期化の要因につきましては、種々考えられるところですが、裁判所の審理は、両当事者の訴訟活動等にも大きく左右されるほか、近年は当事者間の対立の先鋭化や紛争の複雑化等の背景事情の変化もあるところでは。また、民事訴訟のうち、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟等といった事件類型については、相当に複雑困難な事件が多く含まれているところでもあります。

○ 司法を通じて国民の権利利益を適切に実現するため、迅速に裁判手続が行われることは重要であり、裁判所としては、例えば民事事件については中心的争点に焦点を当てるなどの審理運営の改善やデジタル化によるメリットの活用、家事事件については期日間隔の短縮

等の調停運営改善の取組やウェブ会議の活用など、審理期間の短縮に向けて引き続き努めて参りたいと考えております。

問 2 必ずしも審理の迅速化が進んでいない中で、今回職員の定員を 126 人減員することとしている理由如何

。

（答）

- 今回の改正案は、家庭裁判所調査官を 10 人、裁判所事務官を 2 人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化・効率化すること等に伴い、技能労務職員等を 138 人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を 126 人減員するものであります。
- この 138 人の減員のうち、10 人については、逐語録作成事務について録音反訳方式を導入するとともに速記官の養成を停止したことなどによる裁判所速記官の減員となります。
- また、56 人の減員は、政府の定員合理化の方針に協力する形で技能労務職員及び裁判所事務官を減員することとしたものであり、事務局部門の合理化を中心として、アウトソーシングを始めとした事務の合理化

等が可能な部門等の定員を合理化する形で、政府の定員合理化の方針に協力しているものであります。

- そのほか、社会的な医師偏在・医師不足等により常勤医師を長期にわたって確保できなくなっており、今後も安定的に常勤医療職を確保することが極めて困難な状況であり、こうした状況を前提に、常勤医療職の欠員状況や今後の採用の見込み、事件処理等への影響等も踏まえ、既に欠員となっている医療職を減員するものとして、72人の減員があります。

- このように、138人の減員につきましては、いずれも事件処理への支障の有無を勘案した上で、合理化・効率化できる部分などについて行うものであり、これによって審理の迅速化に悪影響が生じないものと考えております。

問3 特に家事事件について、現状でも平均審理期間が長期化傾向にあり、その事件数も増加している中で、10人の調査官の増員で十分な体制強化と言えるのか。

（答）

- 家事調停事件の審理期間につきまして、緩やかな長期化傾向があることは委員ご指摘のとおりでございます。もっとも、（先ほど申し上げましたとおり）裁判所の審理は両当事者の訴訟活動等にも大きく左右されるほか、近年は、当事者間の対立の先鋭化や紛争の複雑化等の事情もあり、増員が審理期間の短縮に必ずしも結びつかない面があると考えております。
- （委員から御指摘のありました）家庭裁判所調査官については、過去に事件動向や事件処理状況等を踏まえて増員を行ってきた一方で、その関与の度合いの大きい少年事件においては長期的には大幅な減少傾向にあり、このような事件動向も踏まえ、事務分担の見直しを行うなどして、家事事件の処理のた

めの態勢整備を行ってきたところです。

- このような状況のなか、改正家族法が令和８年４月に施行されたことを踏まえ、令和７年度にはその準備・検討のため、家庭裁判所調査官５人を増員しました。これに加え、令和８年度においては、より一層の家庭事件処理の充実強化を行うために家庭裁判所調査官１０人を増員し、これらの増員分を、これまで準備検討を深めてきた改正家族法に関する調査事務の運用を全国に定着させるための支援に活用することを考えております。これにより、各裁判所において改正家族法の趣旨・内容を踏まえた適切な運用による安定的な事件処理を確保し、家庭裁判所に期待される役割を引き続き果たすことが出来るものと考えております。

- 今後も各種の検討・準備の状況や事件動向及び事件処理状況等を踏まえ、必要な態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

令和 8. 4. 23 参法 こやり隆史議員（自民）

問 4 近年、判事補を中心に大幅な欠員が続いているが、その主要因如何。また、弁護士任官数も極めて少なく効果が乏しい状況にあるところ、判事補の充員に向けた今後の取組みにつき最高裁に問う。

答 判事補の欠員の状況については、令和 7 年 12 月 1 日現在、定員が 842 人、現在員が 660 人であり、欠員が 182 人となっている。また、近時の弁護士任官数は、令和 5 年度は 4 人、令和 6 年度は 1 人、令和 7 年度は 3 人で推移している。

採用数や行政官庁等での勤務による出入りは常に同じ数ではなく、欠員が全くない場合には、人事上問題が生じることもあり得ることを考えると、ある程度の欠員を抱えておく必要があるものの、判事補について、相当数の欠員が生じていることは認識しているところである。

裁判所としては、裁判官にふさわしい資質・能力を備えている者に任官してほしいと考えているところであり、これまでも、実務修習の指導担当裁判官や司法研修所教官から、司法修習生に対し、裁判官のやり甲斐や魅力、異動の希望や負担にはできる限り配慮していることを伝えるなどしてきたほか、若手裁判官にその仕事内容や司法修習生へのメッセージを話してもらう企画を実施するなど、裁判官の仕事の実情と

その魅力が司法修習生に伝わるよう取り組んでいる。

近年の判事補任官者数は、増加してきており、（令和３年に任官した７３期が６６人であったところ、その後に任官した７４期は７３人、７５期は７６人、７６期は８１人、７７期は９０人、７８期も本年４月に８３人が任官した。）引き続き、判事補の充員に努めてまいりたい。

令和8. 4. 23 参法 牧山ひろえ議員（立憲）

問1 都市部から地域に異動すると地域手当が減額され、令和6年7月2日には現職の裁判官が地域手当の算定方法等が不当であるとして国を提訴したところ、単身赴任をする裁判官に対して単身赴任手当は支給されないのか、最高裁に問う。

（答）高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事に対しては、一般の政府職員（注）の例に準じて単身赴任手当が支給される。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木) 参法 10:15~10:25 牧山ひろえ(立憲)

問2 裁判官は、法律の専門家として研鑽してきていると思うが、実際の事件では、一般国民の意見等を踏まえて、家族の問題について判断する必要がある。家族観や価値観が多様化している中、一般的な感覚や、人間の洞察力等を身に付けるために、必要な研修その他の取組としてどのような対応をしているか。

(答)

(個別の事件における判断等の在り方については、裁判官の職権行使独立の原則の観点から、各裁判官に委ねられるべきものでございますが、)一般論として申し上げますれば、家事事件を担当する各裁判官においては、担当する多様な事件の審理運営や判断等を通じて、OJTとして、(委員御指摘のような、今日の家族観や価値観の多様化の視点も含めて、)適正妥当な紛争解決に必要な資質の向上等に努めているものと考えております。

これに加えて、裁判官の研修等におきましては、例えば、改正法の円滑な施行に向けた研究会において、父母間の葛藤や、DV・虐待についての加害者及び被害者の心理や子に与える影響等に関し、学識経験者等による講演を実施したほか、実際の事例を想定した事例研究等で参加者同士による共同討議を実施することなどを通じて多角的な視点で検討を深める機会を提供してきております。(なお、研究会については、講演のオンデマンド配

信や結果還元等により、参加者以外の裁判官に対しても研鑽の機会を提供しております。)

最高裁と致しましては、引き続き、改正法の趣旨や内容を踏まえた適切な審理が着実に行われるよう、研修の充実・強化等も含め、必要な支援をして参りたいと考えております。

以 上

問 3 家庭裁判所調査官の増員について、本年度及び昨年度は何名増員したか。

（答）

- 家庭裁判所調査官につきましては、事件動向や事件処理状況等を踏まえて必要な態勢整備に努めてきたところであり、令和 7 年度には、改正法の円滑な施行に向けた検討・準備のために 5 人の増員を行っており、令和 8 年度においても、法の趣旨・内容を踏まえた適切な運用による安定的な事件処理を確保するため、さらに 10 人を増員することといたしました。
- これらの態勢整備のほか、審理運営の改善、工夫等も引き続き行うことで、改正法施行後の適切な運用による安定的な事件処理を確保し、家庭裁判所の事件処理能力の一層の改善・向上を図ることができるものと考えておりますが、引き続き、各種の検討・準備の状況を注視しながら、適切な審理運用の在り方に見合った態勢の整備に努めてまいりたいと考

問1 「法は家庭に入らず」の時代から、「法が家庭を支援する」時代に大きく変わってきているが、諸外国と比べて見劣りする体制で、国民の期待に現状十分に込えているか、今後いけるのか。特に家族法の大幅改正や成年後見制度の見直しなどをふまえると、定員の減少ではなく、大幅な人的体制の拡充が必要なのではないか。

（答）

- （○ 今回お願いしている定員法の改正につきましては、裁判所の事務を合理化、効率化することなどによる減員を行う一方で、家庭事件処理の充実強化等を図る増員をお願いし、必要な態勢整備を図ることで、改正家族法施行後の安定的事件処理を確保しようとするものです。）
- 改正家族法が施行され、（また後見制度の見直しなども予定されており、）裁判所に期待される役割がこれまで以上に大きくなっていることは、裁判所としても認識しております。裁判所に期待される役

割をしっかりと果たしていくためには、各裁判所において安定的な事件処理を確保することが重要であると考えており、特に改正家族法の趣旨・内容を踏まえた適切な運用を行うために、態勢整備を進めてきたところです。

- 審理運営の中心となる裁判官については、事件動向等も踏まえて、これまでも相当数の増員をしており、（司法制度改革以降の平成14年から令和2年までの間に約830人を増員しており、）また、各裁判所においても、民事訴訟や刑事訴訟が長期的に見て横ばい又は減少の傾向にある中で、民事・刑事部門から家事部門への応援等を活用するなどして、家事事件を担当する者を相当数増やし、着実に態勢を充実させてきております。

- 家裁調査官についても、過去に事件動向や事件処理状況等を踏まえて増員を行ってきた一方で、その関与の度合いの大きい少年事件においては長期的には大幅な減少傾向にあります。このような事件動向も踏まえ、事務分担の見直しを行うなどして、家事

事件の処理のための態勢整備を行ってきたところで、このような状況の中、改正家族法が令和８年４月に施行されることを踏まえ、令和７年度に増員した５人に加え、より一層の家庭事件処理の充実強化を行うために家裁調査官１０人を増員することで、引き続きその役割を果たすことができるものと考えております。

- また、書記官についても、これまで事件動向等を踏まえながら必要な人員の確保に努めてきたところですが、（具体的には、平成９年から令和３年までの間に２９００人を超える大幅な増員を行ってまいりました。）書記官は、家事事件だけでなく、民事事件や刑事事件、少年事件をはじめとする各種の事件の事務を行っているところ、（先ほど申し上げたとおり）民事訴訟や刑事訴訟は、長期的に見ると横ばい又は減少傾向にあり、少年事件は大幅な減少傾向にあり、このような事件動向の中、書記官についても各裁判所において、家庭事件を担当する者を増やしていくなど、着実に態勢を充実させてきたとこ

ろです。

- 引き続き、事件動向や事件処理状況のほか、改正家族法施行後の状況も注視しつつ、適切な運用による安定的な事件処理を確保するために必要な態勢の整備に努めていきたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:25~10:40 泉房穂議員(立憲)

問2 今月から改正家族法が施行され、養育費についても、法定養育費や先取特権が付与されたが、質量ともに十分な備えはできているのか。離婚前後の手續相談にも対応できるのか。家庭裁判所に問う。

(答)

改正家族法の施行により、裁判所に期待される役割がこれまで以上に大きくなることは裁判所としても認識しており、改正法の趣旨や内容を踏まえた適切な審理運営がなされるよう、施行準備に努めてきたところです。

その中で、委員御指摘の養育費に関する点については、法定養育費や先取特権の規律が新設されたことに伴い、家庭裁判所における調停や審判を経ずとも強制執行がなし得るようになったことなど大きな改正があったところであり、新たな規律の趣旨や内容も踏まえ、養育費事件の合理的な審理運営の在り方につき、全国の家庭裁判所において検討が進められてきたものと承知しております。併せて、書記官等の関係職種において、来庁する当事者の方々を養育費事件や離婚調停を含む家事事件の手續にしっかりとつなげるための適切な手續説明等がなされるよう検討するとともに、ウェブサイト等を通じて利用者に分かりやすい手續案内を工夫するなど、改正法の趣旨・内容を踏まえた審理運営の実現に向けた施行準備を進めてまいりました。

最高裁としては、今後も、改正法施行後の事件動向等も踏まえ、引き続き、各裁判所を利用される方の利便性向上に資するよう、各家庭裁判所における取組を後押ししてまいりたいと考えております。

以 上

問 3 今月から改正家族法が施行され、養育費についても、法定養育費や先取特権が付与されたが、質量ともに十分な備えはできているのか。離婚前後の手續相談にも対応できるのか。地方裁判所に問う。

- (委員御指摘のとおり) 改正家族法により、法定養育費制度が創設されたほか、子の監護に関する費用に先取特権が付与されるなど、新たな養育費制度が設けられました。
- 裁判所においては、このような制度改正に適切に対応するため、全国の地方裁判所で民事執行事件を担当する裁判官や裁判所職員が、改正後の民事執行手續に関する事務処理上の課題について協議を行うなどして、施行に向けて必要な検討を進めてきたところです。
- また、新しい養育費制度を利用する方の理解や準備に資するよう、裁判所ウェブサイト到手続案内や申立書式を掲載し、できる限り手續を利用しやすくするための準備も併せて行っております。

以上の検討や準備を踏まえ、養育費等に基づく差押手續の利用を希望する方から相談があった場合には、各地方裁判所において、適切に手續案内等に対応することができるものと考えております。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:25～10:40 泉房穂議員(立憲)

問4 親権制度の変更(選択的共同親権制度の導入)により、裁判所の負担は大幅に増加するが質量ともに十分な備えはできているのか。離婚時のみならず、共同親権の行使に関しても、裁判所が関与することになるうえ、迅速な判断が求められるが(進学、引越、大手術など)、対応は可能か。

(答)

改正家族法施行後の事件動向については、増加要因も減少要因も考えられることから、その推移を注視する必要があると考えており、施行直後の現時点で今後の事件動向やそれに伴う事務負担の程度を具体的に予測することは困難ではありますが、裁判所として期待される役割をしっかりと果たすために、改正法の趣旨・内容を踏まえた審理が着実に行われるよう、各家庭裁判所において、改正法下における適切かつ合理的な審理運営の在り方が検討されているものと承知しております。

その上で、委員御指摘の共同親権の行使に関しても、特に在学契約の締結については、子の利益の確保の観点から、厳格な進行管理の下で迅速に親権行使者の指定を行うことを必要とする申立てがされる場合もあり得ることも想定した上で、審理運営の在り方について検討が進められたものと承知しており、各家庭裁判所においては、御指摘のような場合も含め、適切に対応がなされるもの

と考えております。

以 上

問5 迅速性が求められる場合に加え、高葛藤ケースの場合などには、高度な専門性も必要となるが、家裁調査官の大幅な増員をしなくて大丈夫なのか。

（答）

- 家庭裁判所調査官については、その特色である行動科学の知見等に基づく高度な専門性を十分に発揮して的確な事件処理を図れるよう、これまでも、高葛藤ケースの増加を含む家庭事件の複雑困難化といった事件動向や事件処理状況に加え、法改正による影響等も踏まえて、必要な態勢整備に努めてきたところです。
- （繰り返しにはなりますが）家庭裁判所調査官の関与の度合いの大きい少年事件が、長期的には大幅な減少傾向にあること等を踏まえ、事務分担の見直しを行ってきたことに加え、改正家族法の施行を踏まえ、令和7年度に5人増員するとともに、令和8年度においては、より一層の家庭事件処理の充実強化を行うために10人増員することで、引き続き家

庭裁判所に期待される役割を果たすことができるものと考えております。

- 今後も各種の検討・準備の状況や事件動向及び事件処理状況等を踏まえ、必要な態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

問6 成年後見制度の抜本的な見直しが予定されており、これまで以上の個別的対応が必要となり、裁判所の業務も大幅に増加することが予想されるが、質量ともに十分な備えはできているのか。後見を途中で終了するか否かを判断するには、本人の心身の状況を正確に把握するとともに、リスクについても認識しておく必要があるが、限られた人的体制で対応は可能なのか。

（答）

- 国会での御審議が未了の現時点で、委員御指摘の改正法案が成立し、施行された後の家庭裁判所における審理運用の在り方や、それに伴って生じる可能性のある事務負担の程度等について確たることを申し上げることが困難であることは御理解いただきたいと思います。
- その上で、最高裁といたしましては、これまで、事件動向や事件処理状況等を踏まえて必要な態勢整備に努めてきたところでありますが、仮に改正法が成立することとなった場合には、御指摘の制度

利用の終了の在り方を含め、（まずは）改正法の趣旨・内容を踏まえた適切かつ合理的な審理運用の在り方を検討していくことが重要であると考えており、こうした審理運用の在り方に見合った形で、必要な態勢面の整備に努めてまいりたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:25～10:40 泉房穂議員(立憲)

問7 家族法の大幅改正や成年後見制度の見直しなどを踏まえると、地方自治体(特に市町村)との連携がこれまで以上に必要となってくると思われるが、今後、どのように取り組んでいく予定か。

(答)

委員御指摘の地方自治体との連携につきましては、これまでも各家庭裁判所において、司法機関としての立場を踏まえた上で、地域において法的な課題を抱えた方々の支援を担当する部署等との間で必要な協力をしてきたものと承知しております。

最高裁といたしましては、今後も、裁判所の制度を利用しようとする方々を裁判手続にしっかりつなげたり、あるいはその権利擁護に資するといった観点から、各家庭裁判所における司法機関という立場からの取組を後押ししてまいりたいと考えております。

以上

令和 8. 4. 23 参・法務委員会 小林さやか議員（民主）

問 1 今回、家裁調査官 10 人を増員することとした根拠はなにか。

（答）

- 家裁調査官につきましては、これまでも、家庭事件の複雑困難化といった事件動向や事件処理状況に加えて、法改正による影響等も踏まえて、必要な態勢整備に努めてきました。その一方で、関与の度合いの大きい少年事件においては、長期的には大幅な減少傾向にあり、このような事件動向を踏まえ、各裁判所においては、事務分担の見直しを行うなどして、家事事件の処理のための態勢整備を行ってきたところです。
- このような状況の中、改正家族法が令和 8 年 4 月に施行されることを踏まえ、令和 7 年度にはその準備・検討のため、家庭裁判所調査官 5 人を増員しており、これに加え、令和 8 年度においては、より一層の家庭事件処理の充実強化を行うために家庭裁判所調査官 10 人を増員することで、これらの増員分を、これまで準備検討を深めてきた改正家族法に関する調査事務の運用を全国に定

着させるための支援に活用することを考えております。

○ これにより、各裁判所において改正家族法の趣旨・内容を踏まえた適切な運用による安定的な事件処理を確保し、家庭裁判所に期待される役割を引き続き果たすことが出来るものと考えております。

○ 裁判所としましては、引き続き、改正法施行後の状況も注視しながら、適切な審理運用の在り方に見合った態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

令和 8. 4. 23 参・法務委員会 小林さやか議員（民主）

問 2 増員した家裁調査官 10 人の配属や担当業務といった活用の詳細はどのようなものか。

（答）

- 裁判所としましては、改正家族法の趣旨・目的を踏まえた適切な運用による安定的な事件処理を確保することが重要であると考えております。
- そのために、令和 8 年度において増員した 10 人の家裁調査官につきましては、東京、大阪、名古屋などの高裁所在地の全ての家庭裁判所に配置し、単に事件処理要員として活用するのではなく、各高裁管内各庁の調査事務の運用面をフォローアップし、各庁における運用の定着を支援することとしており、これによって、全国の家庭裁判所において適切な運用による安定的な事件処理を確保することにつながるものと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:40~11:00 小林さやか議員(民主)

問3 共同親権導入に伴う事件数の増加の現状や今後の見込み数はあるか。(また、勤務時間管理システムなどを活用し、共同親権導入に伴う調査官の業務量・労働時間の増加状況を把握する考えはあるか。)

(答)

改正家族法施行に伴う事件数の現状につきましては、施行直後(施行から未だ3週間あまり)ということもあり、最高裁において具体的な統計数値等を把握しているわけではありませんが、現時点において事件処理に支障が生じているというような報告は受けておりません。また、今後の事件動向については、増加要因も減少要因もあると考えられることから、その推移を注視する必要があると考えており、施行直後の現時点で今後の動向を具体的に予測することは同様に困難です。

(最高裁としては、引き続き、施行後の状況も注視しながら、適切な審理運用の在り方に見合った態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。)

以 上

令和 8. 4. 23 参法 小林さやか議員（民主）

問 4 勤務時間管理システムなどを活用し、共同親権導入に伴う家裁調査官の業務量・労働時間の増加状況を把握する考えの有無につき、最高裁に問う。

答 令和 8 年 1 月から、全庁に勤務時間管理システムを導入し、職員貸与端末の使用時間を記録することにより、従前より行っていた管理職員の現認による状況の把握に加え、客観的な記録を基礎とした職員の在庁の状況の把握が可能になり、それに基づき、より適切な超過勤務時間の管理が可能になった。

引き続き、客観的な記録も活用した適切な勤務時間の管理に努めてまいりたい。

令和 8. 4. 23 参法 小林さやか議員（民主）

問 5 家裁調査官の男女比、育児休業取得者、90日以上の長期病休者、育児時間取得者及び育児短時間勤務取得者の人数及び定員に対する割合を、最高裁に問う。

答 家裁調査官の女性割合は、令和7年は約61.9%である。

また、

育児休業取得者は令和7年は72名、定員に対して約4.5%、

育児時間取得者数は令和6年度で183名、定員に対して約11.5%、

育児短時間勤務者は令和6年度で3名、定員に対して約0.2%

である。

90日以上の長期病休者数は、令和7年は10名で、定員に対して約0.6%である。

問6 育児休業取得者等、両立制度を利用する家裁調査官がいる場合の人員補充の方策並びに育児中の家裁調査官の業務配分等の配慮及びこれを支援する周囲の職員への配慮につき、最高裁に問う。

答 育児休業取得者等が生じた場合には、臨時的任用等の代替職員を採用することなどに努めているほか、常勤職員が採用できない場合であっても、短時間勤務職員を採用することにより、現場のマンパワーを確保できるよう努めている。

また、育児や介護などの家庭事情のある職員がいる部署については、そのことを踏まえて、職員の配置をしたり、また、必要に応じ、部署内の応援や他部署からの応援等により、サポート体制を構築したりするなど、適切に対応しているものと認識している。

さらに、幹部職員及び管理職員には、育休を取得する職員や時短勤務をする職員の業務をカバーする周囲の職員の事務処理状況を把握し、業務量及び職場の運営に対する貢献について、目配りを怠ることのないよう留意させている。

引き続き、男女を問わず、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に努めるとともに、各庁の事件処理等に影響を生ずることのないよう適切に対応してまいりたい。

問7 家裁調査官の中途退職者数及びその主たる理由並びに転勤による退職の実態及びその防止策（異動内示時期の早期化を含む）につき、最高裁に問う。

答 家裁調査官について、令和7年度に定年前に退職した者は37人である。

家裁調査官については、他の職種と同様、離職する者も存在しており、離職の原因は一様ではないが、個々の事情に即した適切な対応に努めるとともに、職員一人一人がその能力を十分に発揮して就労を継続できるよう、引き続き、職員の状況を丁寧に把握してまいりたい。

また、勤務地を異にする異動の円滑化を図るために、地域手当に異動後3年間の異動保障制度が設けられているほか、広域異動手当が支給される場合もあり、また離島等については特地勤務手当が支給されることとなっている上、令和7年4月からは、遠方への通勤のための新幹線等の特別料金を含む通勤手当の支給も、月額15万円を上限として可能になった。

そのほか、異動内示の時期に関しても、なるべく早めるよう努めてきたところであり、引き続き適正な時期に異動内示が行えるよう努力していきたい。

令和 8. 4. 23 参・法務委員会 小林さやか議員（民主）

問 8 ワークライフバランスの観点からの家裁調査官増員
が行われていない理由はなにか。

（答）

（○ ワークライフバランスの推進を図るに際しましては、（先ほど人事局長から答弁いたしましたとおり、様々な配慮をしているところであり、）例えば、育児時間等を取得している職員がいる場合には、職場の状況に応じて、担当事務の分担を工夫したり、応援態勢を組んだりするなど、事件処理に支障がないように必要な態勢の整備に努めているものと認識しております。）

○ （その上で、）ワークライフバランス推進のための増員につきましては、仕事と育児の両立支援制度の利用促進や育児休業からの復帰後の支援、男性職員による育児に伴う休暇・休業等の計画的な取得に向けた取組等を行うことにより、職員の多様な働き方と子育ての両立支援等（ワークライフバランスの推進）を図っていく必要があることから、その要求等を行っている

ものであり、家裁調査官につきましても、令和４年にそのための増員を認めていただいたことがございます。

- もっとも、本年度につきましては、ワークライフバランス推進のための取組を継続していくために、最高裁判所において事務官の増員による手当をすることとした一方で、下級裁判所においては、各庁における事務処理状況や育児の事情等のある職員を支援する態勢を確保する必要がある部署の状況等も踏まえて検討した結果、家裁調査官を含むいずれの職種につきましても、これまでの増員分を含む現有人員を有効活用することで必要な態勢を確保できるものと考えております。

問 9 家裁調査官が置かれていない支部の数はいくつあるか。家裁調査官非常駐支部では期日調整が難しいという声を聞くが、このような声に対し、どのような対応策を講じているか。

（答）

- 家庭裁判所調査官が配置されていない支部につきましては、支部 203 庁のうち 90 庁となっております。
- 家庭裁判所調査官の具体的な配置につきましては、事件数のみならず、近隣の支部からの交通事情や、扱っている事件種別、事件の処理状況などを総合的に踏まえた上で必要な態勢を整備しているところであり、家庭裁判所調査官が配置されていない裁判所におきましては、近隣庁に配置されている家庭裁判所調査官が出向く等して事件を担当しております。
- 委員ご指摘の、家庭裁判所調査官が配置されていない庁において、家庭裁判所調査官による調査に際する日程調整が難しいといった点（あるいは、これに伴っ

て家庭裁判所における審理が円滑に進んでいないのではないかと言った点）につきましては、リモート技術も活用するなどしながら対応する態勢をとっているところでありまして、家庭裁判所調査官の常駐の有無にかかわらず、必要な調査を行うことができ（おり、家庭裁判所における審理が円滑に進むような態勢がとられて）いるものと考えております。

- 家庭裁判所調査官による調査が円滑に行われるよう、引き続き必要な態勢の整備に努めて参りたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:40~11:00 小林さやか議員(民主)

問10 共同親権導入により子どもの意見聴取の重要性が高まる中、制度導入前後で調査官調査の実施決定の判断に違いが生じるのか。また、総調査回数の増減についての見込みは。

(答)

(家事事件手続法65条(同258条1項で調停事件に準用)に基づき、家庭裁判所は未成年の子がその結果により影響を受ける事件において、適切な方法により子の意思を把握するように努めるものとされており、この点の重要性は施行前後を通じて変わるものではありませんが、)改正法施行後におきましても、親権に関しては、子がどちらの親と同居して生活するかが争われるものが中心であることには変わりはないと考えられ、また、そのような事案において、子の意向や状況等を把握する必要がある場合など、家庭裁判所調査官が行動科学の知見等の専門性を発揮すべき局面に関与し、必要な調査が実施されるべきことにも変わりはないと考えております。

その上で、お尋ねの総調査回数の増減については、改正法施行後の事件動向にもよるところと思われ、施行直後の現時点において直ちに予測することは困難ですが、いずれにせよ、最高裁としては、各家庭裁判所において、家庭裁判所調査官の関与の在り方も含め、改正法の趣旨・

内容を踏まえた適切な審理が着実に行われるよう、事件
動向や運用状況も踏まえ、各家庭裁判所に対して必要な
支援を行ってまいりたいと考えております。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:40~11:00 小林さやか議員(民主)

問11 子どもの手続代理人など第三者が介入し、子どもの意見反映に務めることが重要と考えるが、現状の活用件数は。活用を促進する考えはあるか。

(答)

家事事件手続法65条(同258条1項で調停事件に準用)に基づき、家庭裁判所は、未成年の子がその結果により影響を受ける事件において適切な方法により子の意思を把握するように努めるものとされており、調停委員会等において、御指摘の未成年者の手続代理人の活用を含め、その事案に応じた適切な方法により子の意思を把握し、審理運営に当たっているものと承知しております。

その上で、未成年者の手続代理人の選任件数は、当局による実情調査の結果に基づく概数であり、今後異同訂正が生じることはありますが、(令和3年から)令和7年までの直近5年間では、概ね年間40~70件程度で推移しております。

最高裁では、これまでも、未成年者の手続代理人の選任判断に資する情報を各家庭裁判所に提供してきたところですが、本年1月にも、日本弁護士連合会の担当委員会において、最高裁と協議した上で、実務の積み重ねによって得られた知見も踏まえ、改正家族法の施行も見据

えて未成年者の手続代理人の役割等を整理した資料である「子どもの手続代理人Q & A」の提供を受け、各家庭裁判所等に情報提供いたしました。また、研修において、家裁の実務に通じた弁護士を講師に迎え、子の意見表明・手続代理等についての講演も行っていました。

最高裁としては、今後とも、必要な事案において、適切に未成年者の手続代理人の選任に関する判断を行うことができるよう、各家庭裁判所に対する支援を行いたいと考えております。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 10:40~11:00 小林さやか議員(民主)

問12 調査官調査の中で不適切な養育環境等の懸念が把握された場合、児童相談所やこども家庭センターなど関係機関との連携は可能か。また、子どもの手続代理人が関与した場合の連携は。

(答)

家庭裁判所調査官による調査は、個別の事案に応じて、裁判官が必要と判断した場合に命じて行うものであり、その目的はあくまで家庭裁判所に申し立てられた紛争の解決にあり、調査の過程で、委員御指摘の関係機関から子どもの養育に関する客観的な情報を取得するために、当該関係機関と情報共有することはあるとしても、調査の目的を超えて当該関係機関に働きかけるなどするための「連携」の制度ないし仕組みはないと承知しております。

また、未成年者の手続代理人が、委員御指摘のような関係機関と連携するかについては、裁判手続外の各手続代理人の判断によるものであり、裁判所として承知しておらず、お答えすることは困難です。

以 上

問 1 今回の改正で家庭裁判所調査官が 10 人増員される予定ですが、これで十分とは思えませんが、今後、家庭裁判所調査官の増員をどのように進めていくつもりか伺います。

（答）

- 改正法が施行され、裁判所に期待される役割がこれまで以上に大きくなるほか、新たな裁判手続等の創設に伴い、家庭裁判所に申し立てられる事件数の増加する可能性もあることは、裁判所としても認識しているところです。
- 家庭裁判所調査官につきましては、これまで事件動向や事件処理状況等を踏まえて増員を行ってきた一方で、その関与の度合いの大きい少年事件においては長期的には大幅な減少傾向にあり、このような事件動向も踏まえ、事務分担の見直しを行うなどして、家事事件の処理のための態勢整備を行ってきたところです。
- このような状況のなか、改正家族法が令和 8 年 4 月に施行されることを踏まえ、令和 7 年度にはその準備

・検討のため、家庭裁判所調査官 5 人を増員しました。
これに加え、令和 8 年度においては、より一層の家庭
事件処理の充実強化を行うために家庭裁判所調査官 1
0 人を増員し、これらの増員分を、これまで準備検討
を深めてきた改正家族法に関する調査事務の運用を全
国に定着させるための支援に活用することを考えてお
り、これにより、家庭裁判所に期待される役割を引き
続き果たすことができるものと考えております。

- その上で、施行後におきましても、各裁判所におけ
る適切な運用による安定的な事件処理を確保すること
が重要であると考えており、このための態勢の整備に
努めていく必要があると考えているところです。令和
9 年度以降につきましても、改正家族法施行後の審理
運用の状況のほか、裁判所全体の事件動向や事件処理
状況等も踏まえて、必要な態勢の整備に努めてまいり
たいと考えております。

問 2 令和 8 年 4 月からは離婚後共同親権制度が開始され、更なる事件の増加が想定されますが、家庭裁判所調査官不在の支部については、あくまで常駐を目指すのか、非常駐化の対応を強化するのか、具体的にどのように対応するのか伺います。

（答）

- 裁判所も国の予算で運営される公的な機関であることから、業務量に見合った人の配置の在り方を考えていく必要があると考えております。
- 家庭裁判所調査官の具体的な配置につきまして
は、事件数のみならず、近隣の支部からの交通事情や、扱っている事件の種別、事件処理状況などを総合的に踏まえた上で必要な態勢を整備しているところであり、人員の有効活用の観点から、事件数が少ない庁につきましては、家庭裁判所調査官が配置されておりましたが、そのような庁につきましても、近隣庁に配置されている家庭裁判所調査官が、当該庁に出向くなどして事件を担当することで、事件処

理に支障が出ないように必要な態勢整備がされております。

- いずれにしましても、裁判所としましては、引き続き、改正法施行後の状況も注視しながら、家庭裁判所調査官が配置されていない支部も含め、各庁において安定的な事件処理が行われるよう、必要な態勢整備に努めていきたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 11:00~11:20 横山信一議員(公明)

問3 家事事件は近年増加していることに加え、令和8年4月から開始された親権や親子交流等のルールの見直しによる家庭裁判所調査官の業務負担の増加、人員不足の懸念が報道されている。家庭裁判所調査官の人員不足により、証拠が残りにくい精神的DV等の有無について、同調査官による十分な調査が行なわれるのか懸念があるが、どのように対応をしていくのか。

(答)

家庭裁判所調査官は、子を巡る事件において、その必要に応じて、委員御指摘の精神的DVを含め、DV・虐待に関する知見等を活用し、父母の関係性が子の心身や日常生活にどのような影響を与えているか等について調査を実施しており、これは、調停委員会や裁判官による事情聴取等を通じた事実関係の把握等とともに、子の利益に配慮した解決に役立てられているものと承知しています。

このような調査に資するよう、裁判所では、これまでも、DV等に関する専門性の向上について、例えば、学識経験者等に御講演をいただいたほか、紛争下での父母の養育と子の利益に関する行動科学の知見の整理をテーマとする研究等を行うなどしてまいりました。

併せて、改正法の趣旨・内容を踏まえ、各家庭裁判所において、ただ今申し上げたような場面を含め、家庭裁

判所調査官がその専門性を発揮すべき局面に確実に関与するべく、審理運営の在り方についても検討が進められてきたものと承知しております。

最高裁としては、引き続き、研修の更なる充実・強化を検討していくとともに、適切な審理運用の在り方に見合った態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

以 上

令和8. 4. 23 参法 横山信一議員（公明）

問4 近年、官民、職種等を問わず転勤を回避する傾向にある中で、子育てや介護等、個々の家庭の状況等に応じて裁判官の転勤頻度を10年に1回程度とするなど柔軟な対応をすべきと考えるが、最高裁の見解を問う。

答 裁判官の場合は、全国に均質な司法サービスを提供するという使命を果たすため、赴任を希望する者が少ない地方都市も含めて、全国各地の裁判所に裁判官を配置することが必要不可欠であり、一般的に、概ね3年に1度の頻度で異動しているのが実情である。

議員ご指摘のように、一部の裁判官について異動の頻度を大幅に少なくすることについては、地方と都市部の勤務の公平を図りつつ、全国各地に裁判官を配置できるかなど、慎重に検討しなければならない点も少なくないと考えられる。

もちろん、裁判官にとっても仕事と家庭生活の両立は重要であることから、裁判官の任用配置に当たっては、面談等を通じて把握する本人の希望、健康状態、家族の状況等の事情にもきめ細やかに配慮しているところであり、個別の事情を考慮して異動時期をずらすなどの調整も行っているところである。

今後とも個々の裁判官の状況等を把握して、異動負担をできる限り軽減するよう、最大限の配慮をしてまいりたい。

問5 独ラインラント・プファルツ州では、裁判官の異動は応募制であり、本人が希望しない限り異動しないこととされているところ、我が国でも、少子高齢化の社会状況の中で裁判官を確保するためには、異動を応募制にすることや、異動も昇進もないキャリアパスを設けるといった大胆な改革を検討すべきと考えるが、最高裁の見解を問う。

答 （先ほど申しあげたとおり、）裁判官の場合は、全国に均質な司法サービスを提供する必要があるほか、裁判官の地方と都市部の勤務の公平を図るためにも、全国的な異動が避けられないところであり、議員ご指摘のような、異動の応募制などの仕組みを設けることは、適材適所の観点から裁判官を全国に確保していくことができるかなど、慎重に検討すべき点が少なくないものと考えている。

もちろん、（繰り返しになりますが、）裁判官にとっても仕事と家庭生活の両立は重要であることから、それぞれの裁判官の希望をよく聴取した上で、異動負担をできる限り軽減するよう、最大限の配慮をしてみたい。

また、裁判官の確保という点につきましても、近時の判事補任官者数は増加してきており、（令和3年に任官

した73期が66人であったところ、その後に任官した74期は73人、75期は76人、76期は81人、77期は90人、78期も本年4月に83人が任官した。)引き続き、裁判官にふさわしい者に任官してもらえるよう努めてまいりたい。

問 6 家裁調査官は都市部出身者が多く、異動希望が都市部に集中する傾向があると聞くが、その実態及び都市部への異動希望者の偏在への対策につき、最高裁に問う。

答 （出身地について統計的に把握してはいないものの、社会全体として人口の都市集中が進む中で、）家裁調査官に限らず、職員全般に都市部を希望する傾向がうかがえるところではあるが、個々の家庭事情や価値観等によって職員の希望は様々である。

こうした中、家裁調査官の人事異動については、適材適所の任用原則に則った、均質な司法サービスの提供、人材育成、異動負担の公平等の観点も考慮する必要があるため、異動範囲が広域とならざるを得ない場合や、必ずしも本人の希望どおりにならない場合もあるところである。

都市部への異動希望の偏在への対策としては、職員の仕事と家庭生活の両立は重要なことであると考えており、これまでも、職員個々の希望や、育児・介護といった家庭事情等をきめ細かく把握するよう努めてきたところであり、今後とも、こうした諸事情にも可能な限り配慮して均一な司法サービスの提供に努めてまいりたい。

問7 東京から地方に異動した場合の地域手当による減収及び単身赴任や、遠方への通勤等による負担に鑑みると、地方への異動はデメリットとなっているところ、地方異動の場合に収入が増えるようにするなど、硬直的な給与体系にとらわれない、柔軟な手当の支給方法を検討すべきと考えるが、最高裁の見解を問う。

（答）（裁判官以外の裁判所職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律が準用されている。また、全ての裁判官について地域手当及び通勤手当が、判事、判事補及び簡裁判事については広域異動手当及び特地勤務手当も一般の官吏の例により支給されることとされている。）

裁判所職員の手当を含む給与については、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスを考慮する必要があるところ、一般の政府職員が受ける地域手当は、地域の民間給与水準をよりの確に給与に反映させるものであり、裁判所職員についてもこれに準じて取り扱うことは、合理性があると認識している。

他方で、勤務地を異にする異動の円滑化を図るために、地域手当に異動後3年間の異動保障制度が設けられているほか、広域異動手当が支給される場合もあり、また離島等については特地勤務手当が支給されることとなっている。さらに、令和7年4月からは、遠方への通勤のための新幹線等の特別料金を含む通勤手当の支給も、月額15万円を上限として可能になった。

最高裁判所としては、全国の裁判所における均質な司法サービスを確保するため、引き続き、勤務地を異にする異動に係る手当の見直しに関する人事院の動向も注視してまいりたい。

問 8 少年事件を担当する家庭裁判所調査官を減員すると対応できる事件数に限りが生じるのではないか。各家庭裁判所調査官の担当事件数の上限を決めるなど、事前に応援体制の強化を検討すべきと思うが、最高裁判所に伺う。

（答）

- 委員御指摘のとおり、最高裁としましても、増加する家事事件に適切に対応していくために、事務分担の見直しを行う場合においても、少年事件の事務処理に支障が生じないようにすることは当然の前提と考えているところです。
- 家裁調査官につきましては、これまでも、家庭事件の複雑困難化といった事件動向や事件処理状況に加えて、法改正による影響等も踏まえて、必要な態勢整備に努めて参りました。その際には、家裁調査官の関与の度合いの大きい少年事件の事件動向が長期的には大幅な減少傾向にあることを踏まえて、各裁判所において、例えば、1 人の家裁調査官が担当

する家事事件と少年事件の割合を変更することも含めた事務分担の見直しを行うなどして、家事事件の処理のための態勢整備を行っているところです。

- 委員から、各家裁調査官の担当事件数の上限を決めるよう検討すべきとのお話もありました。家裁調査官は複数の種類の事件を担当しており、その種類に応じて関与の程度も様々であるところ、最高裁がその担当事件数の上限を一律に定めるのは難しいということはご理解いただければと思いますが、各裁判所におきましては、各事件の処理に支障が生じないよう、家裁調査官を含めた各職員の担当事件数や事件の内容などを把握して、機動的に事務分担を見直し、各地の実情に応じた事件処理態勢を構築しているものと認識しております。

- 例えば、ある部署において急激に事件数が増加するなどした場合には、機動的かつ適時に事務分担を見直したり、応援を行ったりするなど、事件処理体制を柔軟に見直し、人的資源の有効活用を図っているところです。

- いずれにしても、最高裁としましては、少年事件を含め、各事件の安定的な処理が行われるよう、各裁判所とも連携しながら必要な態勢整備に努めて参りたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 11:00~11:20 横山信一議員(公明)

問9 家事調停委員について「子どもに関わる事件について知見を持って対応できる調停委員が少ない」との声がある。当事者の言い分や気持ちを聞いて家事調停を進めることができる調停委員を育成し、研修等の実施によってその質の向上をどのように担保すべきと考えているのか。

(答)

調停委員に対しては、各家庭裁判所において研修を実施しているところ、(最高裁として網羅的に把握しているものではございませんが、)一般的には、裁判官や家庭裁判所調査官等の裁判所職員が講師になり、架空事例を題材に、調停の進め方や留意点等について検討を行なうなど、様々な研修が行われているものと承知しております。

その中では、委員御指摘のような、当事者心理に配慮した事情聴取の在り方や、子が調停の結果により影響を受ける事件における留意点等も踏まえた研修が行われているものと承知しております。

最高裁としては、引き続き、調停委員に対する充実した研修が円滑に行なわれるよう、必要な情報提供をしたり、情報共有の場を作ったりするなど、各家庭裁判所に対して様々な支援をしてまいりたいと考えております。

以上

問 1 家裁調査官が 1 0 名増員されるとのことだが、家事事件が複雑化・増加する中で、この増員で十分と考えているのか。

（答）

- 家庭裁判所調査官については、過去に事件動向や事件処理状況等を踏まえて増員を行ってきた一方で、その関与の度合いの大きい少年事件においては長期的には大幅な減少傾向にあり、このような事件動向も踏まえ、事務分担の見直しを行うなどして、当事者間の対立の先鋭化や紛争の複雑化がみられる家事事件の処理のための態勢整備を行ってきたところ です。
- このような状況のなか、改正家族法が令和 8 年 4 月に施行されることを踏まえ、令和 7 年度にはその準備・検討のため、家庭裁判所調査官 5 人を増員しました。これに加え、令和 8 年度においては、より一層の家庭事件処理の充実強化を行うために家庭裁判所調査官 1 0 人を増員し、これらの増員分を、こ

れまで準備検討を深めてきた改正家族法に関する調査事務の運用を全国に定着させるための支援に活用することを考えております。これにより、各裁判所において改正家族法の趣旨・内容を踏まえた適切な運用による安定的な事件処理を確保し、家庭裁判所に期待される役割を引き続き果たすことが出来るものと考えております。

- 裁判所としましては、引き続き、改正法施行後の状況も注視しながら、適切な審理運用の在り方に見合った態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 11:20～11:30 嘉田由紀子議員(維新)

問2 家裁調査官の役割をどのように定義しているか。

家裁調査官は子どもに寄り添い、詳細な調査を行っている。しかし、「調査官が役割を果たそうとしても、裁判官がそれを活用しきれていない」という声も届いている。家裁調査官の調査結果は、どの程度裁判官の判断に反映されるべきものと考えているか。

(答)

家裁調査官は、(家事事件においては、)父母の紛争下にある子どもなどを対象として、行動科学等の知見や技法を用いて、その心情について背景事情も含めて調査し、家庭内の紛争解決に向けた方策を検討して裁判官に報告することを主な職務内容としております。

その上で、家裁調査官による調査は、裁判官が必要と判断した場合に命じて行うものであり、裁判官がその結果提出される調査報告を事案の解決に当たってどの程度考慮するかについても個別の事案に基づく裁判官の判断ですが、一般論として、家裁調査官は、調査の過程において、裁判官と紛争の全体像や問題点、調査の目的等を共有するなど、緊密に連携しながら調査を行い、調査報告書を作成しているものと認識しており、その調査の結果についても、基本的には裁判官の最終的な判断に資する場合が多いと考えております。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木) 参法 11:20～11:30 嘉田由紀子議員(維新)

問3 2024年12月に委員会でも取り上げたが、首都圏のある市の例で、子どもが、3月に連れ去られ、家裁調査官の調査を受け、6月の調査報告では「子どもはお父さんが大好きで、会わせても良い」という趣旨の内容が出た。しかし、裁判官は結果として親子交流を認めず、絶望したFさんは11月に自ら命を絶った。調査官が子どもの最善の利益を考えて出した結論が、なぜ裁判官に届かなかったのか。個別事案へのコメントは差し控えられるかもしれないが、このような「調査官の知見が司法判断に活かされない構造」をどう改善するのか。

(答)

個別の事案について言及することは差し控えますが、一般論として申し上げれば、各家庭裁判所においては、親子交流を始めとする子をめぐる紛争のある事件については、個別具体的な事情を踏まえ、双方から主張される事情等を聴取するほか、先ほど申し上げたとおり、事案の必要に応じて、裁判官と家裁調査官が調査の目的等を共有するなど適切に連携しながら、調査を実施した場合にはその結果も踏まえて、子の利益を最も優先した審理・判断がされている（されるべき）ものと認識しております。

最高裁判所としても、各家庭裁判所において、父母が

離婚後も適切な形で子の養育に関わりその責任を果たすことが重要である等の改正法の趣旨（や、父母相互の人格尊重・協力義務等について定めた改正法の内容）を踏まえ、子の利益を最も優先した適切な審理がされるよう、各家庭裁判所に対する必要な支援に努めてまいります。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木) 参法 11:20～11:30 嘉田由紀子議員(維新)

問4 裁判官の中には、法改正が議論されている中でも「法律が変わっても関係ない、自分たちの決定がすべてだ」と公言するような、極めて不適切な姿勢の裁判官がいるという指摘もある。これまで単独親権制度の下で「親子を引き離すこと」を当たり前のように判断してきた裁判官や職員に対し、共同親権導入に向けた意識改革の研修をどのように行うか。過去の判例に固執する「前例踏襲」ではなく、子どもの利益を第一に考えた新しい法運用に対応できる体制をどう構築するのか。

(答)

(委員御指摘のような審理運用の実態があると承知しているものではございませんが、) 一般論として、改正家族法に基づく審理運用を安定して行うに当たっては、裁判官をはじめとする関係職員が、その法の趣旨や内容を十分に理解することが重要であることは論を待たないところです。

最高裁としては、これまでも、(法務省の御協力を得るなどして、先ほども申し上げたとおり、) 父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わりその責任を果たすことが子の利益の観点から重要であることを始めとする改正法の趣旨や内容について繰り返し周知等を行っているほか、協議会や研修等の機会においても取り上げるなどし

て認識共有を図ってきたところであり、これは、改正法の施行後においても引き続き取り組んでいくべきものと認識しております。

最高裁としては、各家庭裁判所において、改正法の趣旨や内容を踏まえた適切な審理運用がなされるよう、全国の審理運用の状況も踏まえて研修等を充実していくことの検討も含め、必要な後押しをしてまいります。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木) 参法 11:30～11:45 安達悠司議員(参政)

問1 裁判所は、共同親権に関する情報提供として、ウェブサイトのみならず、同じ内容について、家庭裁判所に紙媒体のパンフレットも作成して、利用者や調停委員などに配布・設置すべきではないか。

(答)

(委員御指摘のとおり) 裁判所のウェブサイトにおいては、離婚時に共同親権と定めた場合に父母が共同して親権を行使する必要がある事項や、単独で行使できる場合等も含めて、改正法の一般的な説明につき、イメージ図を用いるなどして掲載・周知しております。

また、各家庭裁判所においては、裁判手続の利用者に対し、そのニーズ等に応じて、ただ今申し上げた裁判所のウェブサイトを案内しているほか、法務省作成のパンフレットを交付するといった形で、分かりやすい手続案内に努めているものと認識しております。

このほか、調停手続においても、各調停委員会の判断により、事案の必要に応じて、ウェブサイト掲載のイメージ図と同様の内容が記載された説明ツールを当事者に示して説明するなどの運用が行われているものと承知しているところ、調停委員に対しては、そのような説明を行うことも含めた調停手続の円滑な運用を図るべく、各家庭裁判所において、御指摘のウェブサイト掲載の内容も含めた改正法の趣旨・内容等に関する研修が(継続的

に) 行われているものと承知しております。

最高裁としましては、ただ今申し上げたような様々な手法を含め、引き続き、裁判手続の利用者等に対して適切な方法で情報を提供できるよう、必要な支援等をしてまいります。

以 上

(参考) 裁判所ウェブサイト「離婚後の親権者の定めに関する手続等」
掲載のイメージ図

(図 共同親権で子が一方の親と同居する場合の子との関わりのイメージ)

共同親権とは (共同親権で離婚した場合の子との関わりのイメージ)			
親権の行使 ・身上監護(身の回りの世話や教育) ・財産管理 ・身分行為の代理	同居親		別居親
	単独で決定 日常行為※1 → 食事・衣服、習い事等 (身上監護に関するもの) 急迫事情	共同で決定※2 身上監護の重大行為※1 → 転居、進学先の決定、 重大な医療行為等 財産管理行為 身分行為の代理	単独で決定 日常行為 (交流中の食事等) 急迫事情(交流中等)
その他	◆ 親子交流につき、同居親との合意、審判等に基づき実施可能 ◆ 「親」としての責務(養育費支払義務等)は負う		

※1 具体例は「日常行為等の具体例」を参照
※2 共同で決定すべき事項について父母の協議がまとまらないときは、親権行使者指定の手続により解決

日常行為等の具体例	
急迫事情(=子の利益のため差し迫った事情)があるときは単独行使可	
日常行為 = 単独行使可能 日常行為 = 身上監護に関し子に重大な影響を与えない行為 ☐ 食事や服装の決定 ☐ 短期間の観光目的での旅行 ☐ 心身に重大な影響を与えない医療行為 ☐ 通常のワクチンの接種 ☐ 習い事 ☐ 高校生の放課後のアルバイト許可 など 同居親は単独で行使可能 別居親も子との交流中に単独で行使可能な場合(食事等)が考えられる	日常行為以外 = 共同行使が原則 身上監護に関する重大行為 ◆ 子の転居 ◆ 子の進学先の決定 → 私立小・中学入学、高校進学・中退、高校に進学せず就職する場合、長期海外留学 など ◆ 心身に重大な影響を与える医療行為 など 財産管理に関する行為 ◆ 子名義の預貯金口座の開設 ◆ 子に対し債務を負担させる契約の締結 ◆ 子の所有する財産の処分 など 身分行為(子の氏の変更等)の代理

R8. 4. 23 参・法務委員会 安達悠司議員（参政）

問 2 裁判所職員のために、裁判所内において、食堂、喫茶、書店等の福利厚生施設を充実させる必要について、裁判所はどのように考えるか。

（答）

- 委員ご指摘のとおり、裁判所としましては、職員の健康維持、勤務能率の維持向上の観点から、福利厚生面も含めた執務環境の維持・向上を図ることは重要であると考えております。
- 裁判所としては、今後とも、国有財産の有効活用の観点も踏まえ、職員や利用者のニーズを的確に把握して、事業者を確保する努力を継続するなどして、引き続き、職員の執務環境等の向上に努めてまいりたいと考えております。

令和 8 . 4 . 2 3 参法 安達悠司議員（参政）

問 3 家庭裁判所の人手不足の状況に鑑みれば、65 歳以上の裁判官経験者が引き続き家事事件を担当することが望ましく、家庭裁判所の裁判官の定年を 70 歳まで引き上げるべきと考えるが、最高裁の見解を問う。

答 地方裁判所及び家庭裁判所の裁判官の定年は、裁判所法により 65 歳と定められている。

（先般、国家公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる法改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）が行われたところであるが、）最高裁としては、裁判官の定年年齢を引き上げるか否かについては、裁判官の職務の性質や求められる資質・能力等を前提としつつ、国家公務員全体の定年年齢の在り方等も踏まえて、慎重に検討すべきものと考えている。

令和8. 4. 23(木) 参・法務委 仁比総平議員（共産）

問1 勤務時間管理システムも開始されたが、裁判所職員の端末は起動に10分以上（なかには20分）かかると思うが、ほんとうか。

（答）

- 委員ご指摘のとおり、本年1月から、全国の裁判所において勤務時間管理システムを導入しております。勤務時間管理システムのほかに、裁判所職員が業務上利用しているシステム等は、担当する業務等によっても異なることから、職員の端末の起動にかかる時間について、一概にお答えすることは困難ですが、職員から、端末の起動に一定の時間がかかる場合があるという声もあることは承知しております。

令和8. 4. 23(木) 参・法務委 仁比総平議員（共産）

問2 職員の端末は何年前に更新されたか。「スペックが低く HDD で SSD の数十倍遅い」「Windows10 搭載機。Microsoft365 導入で悲鳴をあげ、Windows11 へのアップグレードで息の根を止めた」と聞くが、そうか。

（答）

- 裁判所職員の端末は、民事訴訟を担当する一部の裁判官が利用しているものを除き、令和3年度に整備されたものです。委員ご指摘のとおり、内蔵ストレージがSSD（ソリッド・ステート・ドライブ）ではなくHDD（ハード・ディスク・ドライブ）であり、整備後に、Microsoft365の導入やWindows11へのアップグレードを行いました。Windows11のシステム要件、すなわち、Windows11にアップグレードするために必要とされる端末のスペックは充足しておりますものの、近時、端末の動作が遅いとの声があるものと認識しております。

（参考）Windows11を快適に使用するための推奨スペック
CPU：Intel Core i5以上、メモリ：8GB以上、ストレージ：128GB以上、SSD推奨。職員端末は、SSDの点を除いては、上記推奨スペックも満たしている。

令和 8. 4. 23 参・法務委員会 仁比聡平議員（共産）

問 3 本年 5 月施行の民事手続デジタル化（フェーズ 3）
について、その書記官事務フローを正式に各庁におろ
したのは 3 月末と聞くが、そうか。

（答）

- 委員ご指摘の資料は、民事訴訟手続のデジタル化に
対応するためのシステムである mints（民事裁判書類
電子提出システム）を利用した書記官の標準的な事務
処理方法の一例をまとめた執務資料でございます。
- 最高裁では、本年 5 月の改正民訴法の全面施行に向
け、令和 6 年末頃より事務処理方法に関する資料の検
討を開始し、下級裁との意見交換を重ねてご指摘の資
料を作成したもので、令和 7 年末頃にほぼ完成に至っ
ており、最終的な確認・調整を経て、本年 3 月 30 日
に完成版を正式に各庁に発出いたしました。

問4 mintsでは、裁判所が作成すべき呼び出し状や弁論調書をシステム上で作成できず、データを一旦別ソフトで加工して、システムに再度アップする煩瑣を要するのではないか。

（答）

- 民事訴訟の被告に対する呼出状や訴訟手続の内容を記録した手続期日調書は、現在、裁判所書記官が、mintsとは別の事件管理システム（RoootS）により作成し、これを印刷して当事者へ送付したり、事件記録につづったりするという事務をしております。
- 本年5月の改正民訴法の全面施行後は、職員の端末上で、事件管理システムにより作成した書面のデータを、印刷することなく、システム（mints）にアップロードすることになります。
- すなわち、現在行われている書面の印刷、送付、編綴といった事務作業が、全面施行後はシステムにアップロードすることで対応できることとなりますので、これにより職員の負担が大きくなることはないものと

認識しております。

令和 8 . 4 . 2 3 参 ・ 法務委員会 仁比聡平議員（共産）

問 5 裁判所としては、TreeeS で民事訴訟手続のデジタル化（フェーズ 3）を迎える予定であったと聞いているが、TreeeS では、裁判所が作成すべき呼出状や弁論調書等の作成につき、同じシステム上で完結することも想定されていたはずではないのか。

（答）

- 当初の想定では、新たに開発する e 提出・e 記録管理システム（「TreeeS」と呼称するシステム）で改正民訴法の施行を迎えることを予定していたところ です。
- （委員ご指摘のとおり、）調書等の作成を TreeeS 上で行う仕組みを実現することを目指し、システムの開発を行っておりました。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 11:45~12:00 仁比聡平議員(共産)

問6 本年4月施行の離婚後共同親権について、審理運営の在り方に関する諸課題について資料を各庁におろしたのは2月末と聞くが、そうか。調停、審判の申立書式(ひな型)など、多くの課題が現場で具体化すべきものとされ、当事者や行政の問合せ対応に困惑したのではないか。

(答)

最高裁としては、改正家族法の円滑な施行に向けて、改正法の成立以後、大規模庁からの協力を得て、改正法の趣旨や内容を踏まえた適切な審理運営の在り方をはじめ、関連する書記官事務や各種書式等、各家庭裁判所における着実な施行準備に有益と考えられる資料ないし情報を、計画的、段階的に提供するとともに、関係職種を対象とした全国的な協議会等においても、そのような情報を踏まえ、施行後の運用の在り方や施行に向けた準備の進め方等について検討の場を設けるなどしてまいりました。委員御指摘の資料も、このような施行に向けた準備に資する資料の一環として、各家庭裁判所に提供されたものです。

各庁における施行に向けた準備の過程では、ただ今申し上げたような様々な資料ないし情報を元に、これらの新たな制度についての各庁での審理運営の在り方やこれを踏まえた各種事務の在り方等の検討がされたものと承

知しており、今般の改正法が親権や監護に関するこれまでの実務に大きな影響を及ぼすものであったことからすると、関係職種において、施行準備に多くの労力を尽くされたものと推察しております。

最高裁としては、改正法施行後も、その運用状況も踏まえた形で、各家庭裁判所に対して有益な情報提供を行い、あるいは意見交換の機会を設けるなど、その安定的な運用に資する様々な支援をしてまいりたいと考えております。

以 上

問 7 新たな法制度やシステムによって逆に事務量が増え、複雑化・繁忙化・非効率が募る一方で簡素・効率化の展望が示されず、事件数も増加している。人を減らし、現有人員でどうやりくりするかは現場の問題とする定員政策は、限界に来ているのではないか。裁判官、書記官及び事務官について、抜本的に増員すべきであるし予算も確保すべきではないか。

（答）

- 裁判所職員の定員の増減員につきましては、事件動向、事件処理状況、社会経済情勢の変化やこれに伴う事件の質的变化、法改正の状況など、その時々
の諸事情を踏まえて検討を行っているところ、裁判官、書記官及び事務官のいずれの職種につきましても、これまで、それらの検討を踏まえ相当数の増員を行うなど、必要な態勢整備に努めてきたところです。
- 委員から、事件数が増加しているとの御指摘もありましたが、直近におきましては、一部の事件が増加

しているものの、長期的に見ますと、成年後見関係事件などの一部の事件を除いて落ち着いた状況にあります。

- 委員ご指摘のとおり、改正家族法が施行されるなど、裁判所に期待される役割がこれまで以上に大きくなることや、裁判手続等のデジタル化への移行期において、新システムの導入等に伴い、一定の業務が生じることについては、最高裁としても認識しております。一方で、裁判手続等のデジタル化が進んでいけば、記録の電子化により記録の物理的な管理が不要になったり、複数人による裁判記録の利用や検討が可能となったりするほか、データの利活用などによる事務の合理化・効率化が一層進むことも期待できるところです。
- これまでの態勢整備の状況に加え、このような事件動向や今後の合理化・効率化の見込み等も踏まえると、令和8年度につきましては、これまでの増員分を含む現有人員を有効活用することで、事務処理に支障が生じないものと認識しておりますが、今後の人的態

勢につきましては、引き続き、事件動向や事務処理状況のほか、デジタル化の状況も踏まえて、必要な態勢整備に努めて参りたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 12:00～12:15 北村晴男議員(保守)

問1 4月1日施行の離婚後共同親権への制度改正から一月も経過していないところではあるが、現時点で家庭裁判所の現場から事務負担が重過ぎるなどといった声は挙がっていないか。

(答)

改正家族法施行後の事件動向につきましては、施行直後ということもあり、最高裁において具体的な統計数値等を把握しているわけではありませんが、現時点において事件処理に支障が生じているというような報告は受けておりません。最高裁としては、引き続き、施行後の状況も注視しながら、適切な審理運用の在り方に見合った態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 12:00～12:15 北村晴男議員(保守)

問2 父母間の合意に関係なく、子に対する虐待のおそれがあるなどの例外的場合を除き原則共同親権とするという意味での原則共同親権を仮に導入するとした場合、家庭裁判所の事務負担にはどのような変化が生じると考えるか。

(答)

委員御指摘のような（形での原則共同親権を導入するといった）仮定の場合について、家庭裁判所の事務負担がどのようなになるかをお答えすることは困難です（予測しておらず、予測することも困難です。）。

以 上

(対家庭局長)

家庭局 作成

4月23日(木)参法 12:00～12:15 北村晴男議員(保守)

問3 今回の新制度により、裁判所に持ち込まれる共同親権関係の事件数、即ち共同親権か単独親権かという争いの数がどのように推移するかを注視する必要があると考えるが、こうした統計をとる考えはあるか。

(答)

司法統計としてどのような数値を取得するかにつきましては、その時点における実務の有り様を適切に把握するという観点や法改正の動向のほか、事務処理上の負担等も踏まえて検討されているところです。

その上で、(共同親権・単独親権と定めた件数に加えて、)今後、御指摘のような統計(相手方の意向が判明した段階における親権に関する争いの有無についての統計)を取得するか否かについては、何をもって親権に関する「争い」があるとするかを一義的に定義することが困難であり、数値を取得することが難しい上、そもそも終局した事件の動向とは別に「争い」の有無についての統計を取得することに大きな有用性があると言えるかという問題もあり、(事務処理上の負担等も踏まえて、)慎重に検討する必要があるものと考えております。

以 上